

令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和8年7月1日付・12月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	令和8年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年3月～4月 令和8年12月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年8月～9月	
書類の作成区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

- (4) 年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

5 添付資料

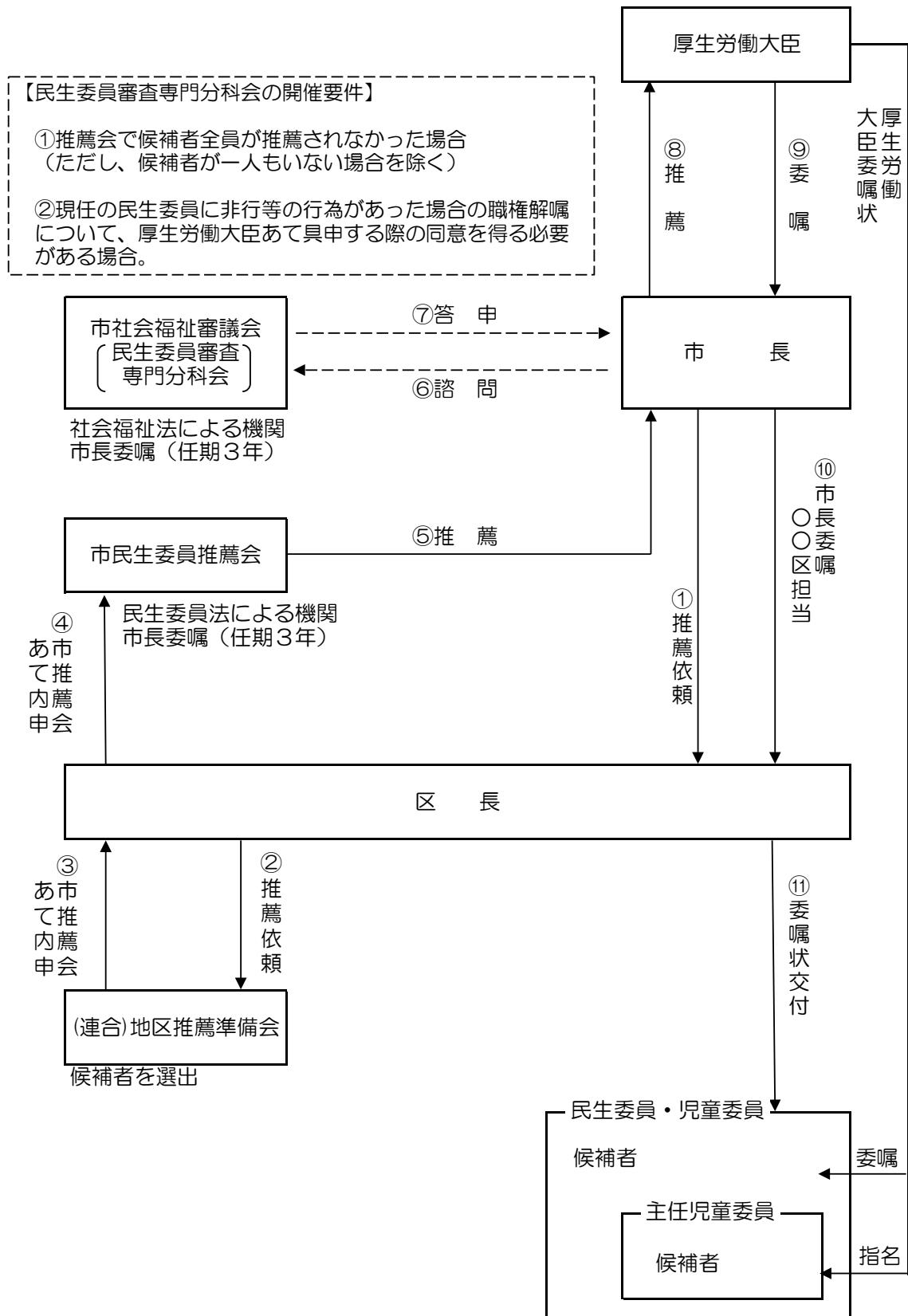
- 資料1 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和7年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担当：健康福祉局地域支援課 阿部
電話：045-671-4046
FAX：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 12 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで
2 月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5 月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申	
6 月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
7 月	上旬 中旬 下旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬 中旬 下旬		連合・地区推薦準備会開催
9 月	上旬 中旬 下旬		
10 月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申
11 月	上旬 中旬 下旬		市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬 中旬 下旬		令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000人が活動しています。

○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500人が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

○日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。

○地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。

○活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。

○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

○給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。

○民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

○すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間<区ごとに記載>円（令和7年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

項目	金額（円）	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共に励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関プロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関プロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
市民児協会費 計	7,500	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者	<p>18歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 ・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 ・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
②年齢要件 (基準日) 令和8(2026)年4月1日	<p>◆新任 68歳までの方 (昭和32年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74歳（昭和26年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 74歳までの方 (昭和26年4月2日以降出生)</p>	<p>◆新任 54歳までの方 (昭和46年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58歳（昭和42年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 60歳までの方 (昭和40年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、64歳（昭和36年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和10年(2028)年11月30日まで	
3. 推薦主体	<p>地区推薦準備会</p> <p>主に自治会町内会を単位とします。</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</p> <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	
	<p>連合地区推薦準備会</p> <p>主に地区連合町内会を単位します。 (地区民児協を単位とします。)</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</p>	

	<p style="text-align: right;">民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>
<p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>	<p>開催までの準備</p> <p>・候補者の人選 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。</p> <p>・推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。</p> <p>・開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">開 催</p> <p>①開催条件の確認 自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。</p> <p>②会議の進行 会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。</p> <p>③審議 主に次の点について審議します。 • 適任者の要件を満たしているか。 • 留意事項を確認しているか。 • 年齢要件、居住要件を満たしているか。 • 個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。</p> <p>④会議録の作成 「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。</p> <p style="text-align: center;">候補者の内申</p> <p>推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。</p> <p>(1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」 (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」 (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」</p>

令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員			主任児童委員			合計		
	定数	現員数		定数	現員数		定数	現員数	
		男	女		男	女		男	女
計	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	324
栄区	150	45	91	136	14	0	14	14	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	143

* 定数は令和7年12月1日現在

やってみませんか？／ 民生委員・児童委員



横浜市では、約4,400人の民生委員*が地域を支えています

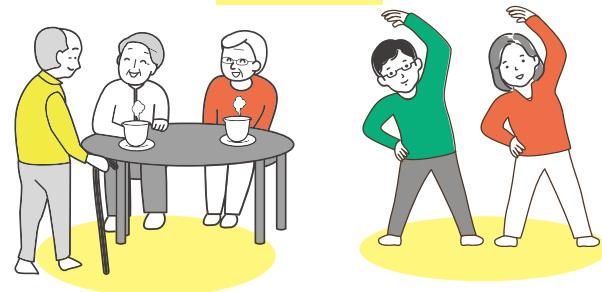
*主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

**相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます**



**仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます**



経験者が感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた

福祉の仕組みに
詳しくなれた

人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた

仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例



Q&Aよくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わず相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045- - -) へご相談ください。

令和7年1月発行

令和8年2月1日時点 各地区の現員数・欠員数の状況

	第一地区	第2地区	第3地区	第4地区	第五地区	第六地区	合計
定数	15	13	23	24	32	28	135
現員数	14	10	20	19	30	23	116
欠員数	1	3	3	5	2	5	19

令和8年2月1日時点 欠員地区

地区	担当	担当区域	自治会町内会
第一地区	3	宮崎町全域	宮崎町親和会
第2地区	3	伊勢町3丁目130、133-1・2・3・12、134~148	伊勢町三丁目睦会
第2地区	5	中央1丁目1~7、12~18、22、23、西前町2丁目、伊勢町3丁目133-5~7、133-13、133-16~19	西杉町内会
第2地区	9	中央2丁目1、2(2-1~7、2-8の一部、2-9の一部を除く)、3~4、18~26、西前町3丁目	西前三丁目町内会
第3地区	1	浜松町8~16	浜松町町内会
第3地区	2	浜松町1~7	浜松町東部自治会
第3地区	11	久保町3-13~24、15、16、25、26、27-23~27、35~37	久保町第三自治会
第4地区	2	伊勢町2丁目79~96(88、89を除く)	伊勢町二丁目町会
第4地区	3	伊勢町2丁目97~113 伊勢町3丁目118~132	伊勢町2・3丁目親和会
第4地区	6	老松町29 (アトラス野毛山、野毛山マンション)	野毛山マンション管理組合
第4地区	18	赤門町2丁目全域	赤門町二丁目自治会
第4地区	20	霞ヶ丘50~91、98~101	霞ヶ丘丘友会
第五地区	5	平沼1丁目37~39 40-17(モンテベルデ横浜)、40-25(アール・ケープラザ横浜Ⅱ)	平沼昭和親交会
第五地区	23	みなとみらい四丁目9番1 MMタワーズフォレシス	M. M. Towers Forest Management組合
第六地区	9	北軽井沢1、4の一部、6、7、8-76(マスターヒルズ横濱)、51、63、64、南軽井沢8、54、55の一部、58	北軽井沢むつみ会
第六地区	10	浅間台1~23、24の一部、27の一部、28の一部、29~35	浅間台自治会
第六地区	15	浅間町2丁目95~102	浅間町2丁目自治会
第六地区	23	南浅間町10~19	南浅間町第二町内会
第六地区	24	南浅間町20、27~31	南浅間町第三町内会